

資料

2：協同組合基本法本文

[公布文]

国会で議決された協同組合基本法をここに公布する。

大統領 李明博（印）

2012年1月26日

国務総理 金滉植

国務委員 企画財政部長官 朴宰完

[法律本文]

## 協同組合基本法

〔施行2012.12.1〕〔法律 第11211号、2012.1.26、制定〕

企画財政部（規制改革担当官）02-2150-xxxx

### 第1章 総則

第1条（目的）この法律は、協同組合の設立・運営などに関する基本的な事項を規定することにより、自主・自立・自治的な協同組合活動を促進し、社会統合と国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）この法律において使用する用語の定義は以下の通りである。

1. 「協同組合」とは、財貨又は役役の購買・生産・販売・提供などを協同で営むことにより、組合員の権益を向上させ、地域社会に貢献しようとする事業組織をいう。
2. 「協同組合連合会」とは、協同組合の共同利益を図るため、第1号により設立された協同組合の連合会をいう。
3. 「社会的協同組合」とは、第1号の協同組合のうち、地域住民らの権益・福利の増進に関連する事業を遂行するか、脆弱階層に社会サービスや仕事を提供するなど、営利を目的としない協同組合をいう。
4. 「社会的協同組合連合会」とは、社会的協同組合の共同利益を図るため、第3号によって設立された社会的協同組合の連合会をいう。

第3条（名称）①協同組合は「協同組合」という文字を、協同組合連合会は、「協同組合連合会」という文字を、社会的協同組合は「社会的協同組合」という文字を、社会的協同組合連合会は「社会的協同組合連合会」という文字を各々の名称に使用しなければならない。

②この法律により設立される協同組合と協同組合連合会（以下「協同組合等」という）及びこの法律により設立される社会的協同組合と社会的協同組合連合会（以下「社会的協同組合等」という）は、大統領令で定めるところにより、他の協同組合等及び社会的協同組合等の名称と重複し、また混同する名称を使用してはならない。

③この法律により設立された協同組合等及び社会的協同組合等でなければ、第1項による文字を名称に使用することはできない。

第4条（法人格と住所）①協同組合等は、法人とする。

②社会的協同組合等は、非営利法人とする。

③協同組合等及び社会的協同組合等の住所は、その主たる事務所の所在地とし、定款で定めるところにより、必要なところに従たる事務所を置くことができる。

第5条（設立目的）協同組合等及び社会的協同組合等は、構成員（協同組合の場合は組合員、連合会の場合は会員をいい、以下「組合員等」とする）の福利増進と相扶相助を目的として、組合員等の経済・社会・文化的需要に応じなければならない。

第6条（基本原則）①協同組合等及び社会的協同組合等は、その業務遂行の際、組合員等のために最大限奉仕しなければならない。

②協同組合等及び社会的協同組合等は、自発的に結成し、共同で所有し、民主的に運営されなければならない。

③協同組合等及び社会的協同組合等は、投機を目的とする行為や、一部の組合員等の利益のみを目的とする業務や事業を行ってはならない。

第7条（協同組合等の責務）協同組合等及び社会的協同組合等は、組合員等の権益増進のために教育・訓練及び情報提供などの活動を積極的に遂行しなければならない。

第8条（他の協同組合などとの協力）①協同組合等及び社会的協同組合等は、他の協同組合、他の法律による協同組合、外国の協同組合、及び関連国際機構などとの相互協力、理解増進及び共同事業開発などのために努力しなければならない。

②協同組合等及び社会的協同組合等は、第1項の目的達成のために必要な場合には、他の協同組合、他の法律による協同組合などと、協議会を構成・運営することができる。

第9条（公職選挙関与禁止）①協同組合等及び社会的協同組合等は、公職選挙において特定政党を支持・反対する行為、又は特定の人を当選させたり、当選させないようにする行為をしてはならない。

②何人も協同組合等及び社会的協同組合等を利用して第1項による行為をしてはならない。

第10条（国及び公共団体の協力など）①国及び公共団体は、協同組合等及び社会的協同組合等の自律性を侵害してはならない。

②国及び公共団体は、協同組合等及び社会的協同組合等の事業に対し積極的に協力することとし、その事業に必要な資金などを支援することができる。

③国及び公共団体は、協同組合等及び社会的協同組合等の意見を聞き、その意見が反映されるよう努力しなければならない。

第11条（協同組合に関する政策）①企画財政部長官は、協同組合に関する政策を総括して、協同組合の自律的な活動を促進するための基本計画を確立する。

②企画財政部長官は、第1項による協同組合政策を総括し、基本計画の確立に当たり、関係中央行政機関の長と協議することとし、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」とする）の意見を要請することができる。

③企画財政部長官は、第1項による協同組合に関する政策の総括、第2項による基本計画確立、及び認可・監督などに関する事項の協議・調整などのために必要な事項を大統領令で定める。

④企画財政部長官は、協同組合の活動状況・資金・人材及び経営などに関する実態把握のために3年ごとに実態調査を実施した後、その結果を公表し、国会の所管常任委員会に報告しなければならない。

⑤関係中央行政機関の長又は市・道知事は、第4項による実態調査のために必要な資料を企画財政部長官に提出しなければならない。

第12条（協同組合の日）①国は、協同組合に対する理解を増進させ協同組合の活動を奨励するために、毎年7月第一土曜日を協同組合の日とし、協同組合の日以前1週間を協同組合週間とする。

②国や地方自治団体は、協同組合の日の趣旨に適合する行事などの事業を実施するよう努力しなければならない。

第13条（他の法律との関係）①他の法律により設立された若しくは設立される協同組合に対しては、この法律を適用しない。

②協同組合の設立及び育成に関連する他の法令を制定若しくは改正する場合には、この法律の目的と原則に合うようにしなければならない。

③大統領令で定める要件に該当する協同組合等及び社会的協同組合等の行為に対しては、「独占規制及び公正取引に関する法律」を適用しない。ただし、不公正取引行為など一定の取引分野で不当な競争を制限する場合には、この限りではない。

第14条（他の法律の準用）①第4条第1項の協同組合等に関して、この法律に規定する事項以外は「商法」第1編総則、第2編商行為、第3章の2有限責任会社に関する規定を準用する。この場合、「商人」は「協同組合等」と、「社員」は「組合員等」と読み替える。

②第4条第2項の社会的協同組合等に関して、この法律に規定する事項以外は「民法」第1編第3章法人に関する規定を準用する。この場合、「社団法人」は、「社会的協同組合等」と、「社員」は「組合員等」と、「許可」は「認可」と読み替える。

## 第2章 協同組合

### 第1節 設立

第15条（設立申告など）①協同組合を設立しようとするときには、5人以上の組合員資格を有する者が発起人となって定款を作成し、創立総会の議決を経た後、主たる事務所の所在地を管轄する市・道知事に申告しなければならない。

②創立総会の議事は、創立総会開会前までに発起人に設立同意書を提出した者の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

③市・道知事は、第1項により協同組合の設立申告を受けたときには、直ちに企画財政部長官にその事実を通報しなければならない。

第16条（定款）①協同組合の定款には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 目的
2. 名称及び主たる事務所の所在地
3. 組合員及び代理人の資格
4. 組合員の加入、脱退及び除名に関する事項
5. 出資1口の金額と払込み方法及び時期、組合員の出資口数の限度
6. 組合員の権利と義務に関する事項
7. 剰余金と損失金の処理に関する事項
8. 積立金の積立て方法及び使用に関する事項
9. 事業の範囲及び会計に関する事項
10. 機関及び役員に関する事項
11. 公告の方法に関する事項
12. 解散に関する事項
13. 出資金の譲渡に関する事項
14. その他、総会・理事会の運営などに関し必要な事項

②協同組合の定款の変更は、設立申告をした市・道知事に申告をしてはじめてその効力が発生する。

第17条（規約又は規程）協同組合の運営及び事業の実施に必要な事項として、定款に定めるものを除き、規約又は規程で定めることができる。

第18条（設立事務の引継と出資払込）①発起人は、第15条第1項により設立申告したときは遅滞なく、その事務を理事長に引継ぎしなければならない。

②第1項により理事長がその事務を引受けたときは、期日を定めて、組合員になろうとする者に出資金を払込みさせなければならない。

③現物出資者は、第2項による払込み期限内に、出資目的である財産を引渡し、登記・登録、その他の権利の移転に必要な書類を具備して、協同組合に提出しなければならない。

第19条（協同組合の設立）①協同組合は、主たる事務所の所在地において、第61条による設立登記をすることにより成立する。

②協同組合の設立無効に関しては、「商法」第328条の規定を準用する。

## 第2節 組合員

第20条（組合員の資格）組合員は協同組合の設立目的に同意し、組合員としての義務を果たそうとする者とする。

第21条（加入）①協同組合は正当な事由なく、組合員の資格を有する者に対して参加を拒絶したり、加入において他の組合員よりも不利な条件を付すことはできない。

②協同組合は、第1項に拘らず、定款で定めるところにより、協同組合の設立の目的及び特性に符合する者から組合員の資格を制限することができる。

第22条（出資及び責任）①組合員は、定款で定めるところにより、1口以上を出資しなければならない。ただし、必要な場合、定款で定めるところにより、現物を出資することができる。

②組合員1人の出資口数は総出資口数の100分の30を超えてはならない。

③組合員が払込んだ出資金は質権の目的にできない。

④協同組合に払込むべき出資金は、協同組合に対する債権と相殺することはできない。

⑤組合員の責任は、払込んだ出資額を限度とする。

第23条（議決権及び選挙権）①組合員は、出資口数に関係なく、各々1個の議決権と選挙権を持つ。

②組合員は、代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その組合員は出席したものとみなす。

③第2項による代理人は、他の組合員又は本人と同居する家族（組合員の配偶者、組合員又はその配偶者の直系尊属・卑属と兄弟姉妹、組合員の直系尊属・卑属及び兄弟姉妹の配偶者をいう。以下同じ）であることとし、代理人が代理することができる組合員の数は1人に限る。

④第2項による代理人は、定款で定めるところにより、代理権を証明する書面を協同組合に提出しなければならない。

第24条（脱退）①組合員は、定款が定めるところにより、協同組合に脱退の意思を知らせ、脱退することができる。

②組合員が次の各号のいずれかに該当するとき、当然に脱退となる。

1. 組合員の資格がない場合
2. 死亡した場合
3. 破産した場合、
4. 禁治産宣告を受けた場合
5. 組合員である法人が解散した場合
6. その他、定款で定める事由に該当する場合

③組合員の地位の譲渡又は組合員の持分の譲渡は、総会の議決を得なければならない。

第25条（除名）①協同組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、該当組合員を除名することができる。

1. 定款で定める期間以上、協同組合の事業を利用しなかった場合
2. 出資及び経費の納入など、協同組合に対する義務を履行しなかった場合
3. その他、定款で定める事由に該当する場合

②協同組合は、第1項により組合員を除名しようとするときには、総会開催の10日前までに該当組合員に除名の事由を知らせ、総会で意見を述べる機会を与えなければならない。

③第2項による意見陳述の機会を与えずに行った総会の除名議決は、該当組合員に対抗することはできない。

第26条（持分の払戻請求権と払戻しの停止）①脱退組合員（除名された組合員を含む。以下この条と第27条において同じ）は、脱退（除名を含む。以下この条及び第27条において同じ）当時の会計年度の次の会計年度から、定款で定めるところにより、その持分の払戻しを請求することができる。

- ②第1項による持分は、脱退した会計年度末の協同組合の資産と負債に応じて定める。
- ③第1項による請求権は、2年間行使しなければ時効により消滅する。
- ④協同組合は、脱退組合員が協同組合に対する債務をすべて返済するまでは、第1項による持分の払戻しを停止することができる。

第27条（脱退組合員の損失額負担）協同組合は協同組合の財産でその債務をすべて返済できない場合には、第26条による持分の払戻し分を計算するとき、定款で定めるところにより、脱退組合員が負担しなければならない損失額の納入を請求することができる。この場合、第26条第3項を準用する。

### 第3節 機関

第28条（総会）①協同組合に総会を置く。

- ②総会は、理事長と組合員で構成する。
- ③理事長は総会を招集し、総会の議長となる。
  - ④定期総会は毎年1回、定款で定める時期に招集し、臨時総会は、定款で定めるところにより、必要と認められるときに招集することができる。
- ⑤理事長は総会開催の7日前までに、会議の目的・案件・日時及び場所を定めて、定款で定めた方法により、総会の招集を通知しなければならない。

第29条（総会の議決事項など）①次の各号の事項は、総会の議決を得なければならない。

1. 定款の変更
  2. 規約の制定・変更又は廃止
  3. 役員を選出と解任
  4. 事業計画及び予算の承認
  5. 決算報告書の承認
  6. 監査報告書の承認
  7. 協同組合の合併・分割・解散又は休業
  8. 組合員の除名
  9. 総会の議決を得るように、定款で定める事項
  10. その他、理事長又は理事会が必要と認める事項
- ②第1項の事項のうち、第1号、第7号、第8号は、総組合員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成により議決し、その他の事項は、総組合員の過半数の出席と出席者の過半数の賛成により議決する。

第30条（総会の議事録）①総会の議事に関しては、議事録を作成しなければならない。

- ②議事録には、議事の進行状況とその結果を書き記し、議長と総会で選出した組合員3人以上が記名捺印又は署名しなければならない。

第31条（代議員総会）①組合員数が、大統領令で定める数を超える場合、総会に代わる代議員総会を

置くことができる。

②代議員総会は、組合員の中から選出された代議員で構成する。

③代議員の議決権は、代理人をもって行使することはできない。

④代議員総会に関しては、総会に関する規定を準用し、この場合「組合員」は「代議員」と読み替える。ただし、代議員総会は、協同組合の合併・分割及び解散に関する事項は議決できない。

第32条（理事会）①協同組合には、理事会を置く。

②理事会は、理事長及び理事で構成する。

③理事長は理事会を招集しその議長となる。

④理事会は構成員の過半数の出席と出席者の過半数の賛成により議決する。その他、理事会の開会及び議決の方法など、理事会の運営に関し必要な事項は定款で定める。

第33条（理事会の議決事項）理事会は、次の各号の事項を議決する。

1. 協同組合の財産及び業務執行に関する事項
2. 総会の招集と総会に上程する議案
3. 規程の制定・変更及び廃止
4. 事業計画及び予算案の作成
5. 法令又は定款で理事会の議決を得るように定める事項
6. その他、協同組合の運営に重要な事項又は理事長が付議する事項

第34条（役員）①協同組合の役員として、理事長1人を含む3名以上の理事と1人以上の監事を置く。

②理事の定数及び理事・監事の選出方法などは、定款で定める。

③理事長は理事の中から、定款で定めるところにより、総会において選出する。

第35条（役員の任期など）①役員の任期は4年の範囲で定款で定める。

②役員は再任することができる。ただし理事長は、2回に限り再任できる。

③欠員により選出された役員の任期は、前任者の任期終了日までとする。

第36条（役員の欠格事由）①次の各号のいずれかに該当する者は、協同組合の役員になることはできない。

1. 禁治産者
2. 限定治産者
3. 破産宣告を受けて復権されていない人
4. 禁錮以上の実刑を宣告を受け、その執行が終了（執行が終了したものとみなす場合を含む）又は執行が免除された日から3年が経過していない人
5. 禁錮以上の刑の執行猶予の宣告を受け、その猶予期間中であるか、猶予期間が終了した日から2年が経過していない人
6. 禁錮以上の刑の宣告猶予を受け、その宣告猶予期間中にある人
7. 裁判所の判決又は他の法律により資格を喪失し、又は停止された人

②第1項各号の事由が発生したとき、該当役員は当然に退職となる。

③第2項により退職となった役員が退職前に関与した行為は、その効力を失うものではない。

第37条（選挙運動の制限）①何人も、自己又は特定の人を協同組合の役員又は代議員に当選若しくは当選しないようにすることを目的とし、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. 組合員（協同組合に加入申請をした者を含む。以下この条において同じ）やその家族、又は組合員やその家族が設立・運営している機関・団体・施設に対する次の各目のいずれかに該当する行為

イ) 金銭・物品・饗応、その他財産上の利益を提供する行為

ロ) 公事の職を提供する行為

ハ) 金銭・物品・饗応、その他財産上の利益や公事の職を提供するという意思表示、又はその提供を約束する行為

2. 候補者になれないようにするか、候補者を辞退させる目的で、候補者になるうとする人や候補者に、第1号各目に規定された行為をする行為

3. 第1号又は第2号の利益や職の提供を受けるか、その提供の意思表示を承諾する行為、又はその提供を要求したり斡旋する行為

②役員又は代議員になるうとする人は、定款に定める期間中には、選挙運動のために組合員を戸別に訪問したり、特定の場所に集まるようにしてはならない。

③何人も協同組合の役員又は代議員の選挙に関連して、演説・ポスター、その他の方法で虚偽の事実を公表したり、公然と事実を指摘し候補者を誹謗してはならない。

④何人も役員又は代議員の選挙に関連して、次の各号の方法のうち、定款で定める行為以外の選挙運動をすることはできない。

1. 宣伝ポスターの取り付け

2. 選挙公報の配布

3. 小型印刷物の配布

4. 合同演説会又は公開討論会の開催

5. 電話・コンピュータ通信を利用した支持訴え

第38条（選挙管理委員会の構成・運営）①協同組合は、役員及び代議員の選挙を公正に管理するために、選挙管理委員会を構成・運営することができる。

②選挙管理委員会の機能・構成及び運営などに関し、必要な事項は定款で定めることができる。

第39条（役員の義務と責任）①役員はこの法律、この法律による命令、定款・規約・規程及び総会と理事会の議決を遵守し、協同組合のために誠実にその職務を遂行しなければならない。

②役員が法令又は定款に違反し、またその任務を怠って、協同組合に損害を加えたときは、連帯してその損害を賠償しなければならない。

③役員は故意又は重大な過失によりその任務を怠って、第3者に損害を与えたときは、連帯して第3者にその損害を賠償しなければならない。

④第2項及び第3項の行為が理事会の議決によったものであるときは、その議決に賛成した理事も、第2項及び第3項の責任が存在する。

⑤第4項の議決に参加した理事として、明確な反対意思を表示しなかった者は、その議決に賛成したものとみなす。

第40条（役員の解任）①組合員は、組合員の5分の1以上の同意により総会で役員の解任を要求することができる。

②役員の解任を議決するには、該当役員に解任の理由を知らせ、総会で意見を述べる機会を与えなければならない。

第41条（理事長及び理事の職務）①理事長は協同組合を代表して、定款に定めるところにより、協同組合の業務を執行する。

②理事は定款に定めるところにより、協同組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、定款で定める順序に従いその職務を代行する。

③第2項の場合と理事長が権限を委任した場合を除き、理事長以外の理事は協同組合を代表することはできない。

第42条（監事の職務）①監事は、協同組合の業務執行状況、財産状態、帳簿、書類などを監査し、総会に報告しなければならない。

②監事は予告なしに、協同組合の帳簿や書類を対照・確認することができる。

③監事は、理事長及び理事がこの法律、この法律による命令、定款・規約・規程又は総会の議決に反して業務を執行したときは、理事会にその是正を要求しなければならない。

④監事は、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第43条（監事の代表権）協同組合が理事長を含む理事と訴訟するときは、監事が協同組合を代表する。

第44条（役職員の兼職禁止）①理事長は、他の協同組合の理事長を兼職することはできない。

②理事長を含む理事と職員は、監事を兼職することはできない。

③役員は該当協同組合の職員を兼職することはできない。ただし、事業の性格、組合員の構成などを勘案して大統領令が定めるところにより、役員と職員を兼職することができる。

## 第4節 事業

第45条（事業）①協同組合は、設立目的を達成するために必要な事業を自立的に定款で定めるものとする、ただし次の各号の事業は含めなければならない。

1. 組合員と職員に対する相談、教育・訓練及び情報提供事業
2. 協同組合間協力のための事業
3. 協同組合の広報及び地域社会のための事業

②協同組合の事業は、関係法令が定める目的・要件・手続・方法などにより、適法かつ妥当に施行されなければならない。

③協同組合は、第1項と第2項にもかかわらず、「統計法」第22条第1項の規定により統計庁長が告示する韓国標準産業分類による金融業及び保険業を営むことはできない。

第46条（事業の利用）①協同組合は、組合員でない者に協同組合の事業を利用させてはならない。

②協同組合は、第1項にかかわらず、組合員が利用するのに支障のない範囲で、大統領令が定めるところにより、組合員でない者にその事業を利用することができる。

## 第5節 会計

第47条（会計年度）①協同組合の会計年度は、定款で定める。

②協同組合の会計は一般会計と特別会計に区分するが、各会計別事業部門は、定款で定める。

第48条（事業計画と収支予算）協同組合は、毎会計年度の事業計画書と収支予算書を作成し、総会の議決を得なければならない。

第49条（運営の公開）①協同組合は、決算結果の公告など、運営事項を積極的に公開しなければならない。

②協同組合は、定款・規約・規程、総会・理事会の議事録、会計帳簿及び組合員名簿を主たる事務所に備え置かねばならない。

③協同組合の債権者及び組合員は、第2項の書類を閲覧したり、その写しを請求することができる。

④大統領令が定める一定規模以上の協同組合は、設立申告をした市・道あるいは連合会のホームページに主要な経営公示資料を掲載しなければならない。

第50条（法定積立金及び任意積立金）①協同組合は、毎会計年度決算の結果、剰余金があるときは、自己資本の3倍になるまで、剰余金の100分の10以上を積立て（以下「法定積立金」という）なければならない。

②協同組合は、定款で定めるところにより、事業準備金などを積立て（以下「任意積立金」という）ることができる。

③協同組合は、損失の補填に充当したり解散する場合を除き、法定積立金を使用してはならない。

第51条（損失金の補填と剰余金の配当）①協同組合は、毎会計年度の決算の結果、損失金（当期損失金をいう）が発生したときは、未処分繰越金、任意積立金、法定積立金の順でこれを補填し、補填後にも不足があるときは、これを次会計年度に繰り越す。

②協同組合が第1項による損失金を補填し、第50条による法定積立金及び任意積立金などを積立てた以後には、定款で定めるところにより、組合員に剰余金を配当することができる。

③第2項による剰余金の配当の場合、協同組合事業の利用実績に対する配当は、全体の配当額の100分の50以上であることとし、払込出資額に対する配当は払込出資金の100分の10を超過してはならない。

第52条（決算報告書の承認）①協同組合は、定期総会日の7日前までに決算報告書（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案などをいう）を、監事に提出しなければならない。

②協同組合は、第1項による書類と監事の意見書を定期総会に提出し、承認を受けなければならない。

第53条（出資減少の議決）①協同組合は出資1口金額の減少を議決すると議決した日から14日以内に、貸借対照表を作成しなければならない。

②協同組合は第1項の期間に債権者に対し、異議があれば一定の期間に申し出なければならないこと

を公告すると同時に、既に知っている債権者に対しては個別に催告しなければならない。

③第2項の異議申出期間は30日以上としなければならない。

第54条（出資減少に対する債権者の異議）①債権者が第53条第2項による期間に異議を申し出なければ、出資1口金額の減少を承認したものとみなす。

②債権者が異議を申し出れば協同組合は債務を弁済するか、又は相当の担保を提供しなければならない。

第55条（出資持分の取得禁止など）協同組合は、組合員の出資持分を取得したり、質権の目的としてはならない。

## 第6節 合併・分割・解散及び清算

第56条（合併及び分割）①協同組合は、合併契約書又は分割計画書を作成した後、総会の議決を得て合併又は分割することができる。

②協同組合が合併する場合、合併後存続する協同組合は合併申告を、分割後に新たに設立された協同組合は設立申告を、合併で消滅する協同組合は解散申告を、各事務所の所在地においてしなければならない。

③合併又は分割により存続するか設立される協同組合は、合併又は分割により消滅する協同組合の権利・義務を承継する。

④第1項により設立される協同組合に対しては、第15条から第17条までの規定を準用する。

⑤協同組合は、この法律による協同組合以外の法人、団体及び協同組合などと合併したり、この法律による協同組合以外の法人、団体及び協同組合などに分割することはできない。

⑥協同組合の合併及び分割に関しては、第53条及び第54条の規定を準用する。

第57条（解散）①協同組合は、次の各号のいずれかに該当する事由により解散する。

1. 定款で定めた解散事由の発生
2. 総会の議決
3. 合併・分割又は破産

②協同組合が解散したときは、清算人は、破産の場合を除いては、その就任後14日以内に設立申告をした市・道知事に申告しなければならない。

第58条（清算人）①協同組合が解散するときに、破産による場合を除いては、理事長が清算人となる。ただし、総会で他の人を清算人に選任した場合にはそれによる。

②清算人は就任後遅滞なく、協同組合の財産状態を調査し、財産目録と貸借対照表を作成した次に、財産処分の方法を定め、総会の承認を得なければならない。

③清算事務が終結したときは、清算人は遅滞なく決算報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。

④第2項及び第3項の場合、総会を2回以上招集しても総会が構成されないときは、出席組合員の3分の2以上の賛成で総会の承認があったものとみなす。

第59条（残余財産の処理）協同組合が解散する場合、債務を弁済して残余財産があるときは、定款が

定めるところによりこれを処分する。

第60条（「民法」などの準用）協同組合の解散と清算に関しては、「民法」第79条、第81条、第87条、第88条第1項・第2項、第89条から第92条まで、第93条第1項・第2項、及び「非訟事件手続法」第121条の規定を準用する。

## 第7節 登記

第61条（設立登記）①協同組合は出資金の払込みが終了した日から14日以内に、主たる事務所の所在地において設立登記をしなければならない。

②設立登記申請書には、次の各号の事項を記さなければならない。

1. 第16条第1項第1号と第2号の事項
2. 出資総口数と払込んだ出資金の総額
3. 設立申告の年月日
4. 役員の姓名・住民登録番号及び住所

③設立登記をするときは、理事長が申請人となる。

④第2項の設立登記申請書には、設立申告書、創立総会議事録、及び定款の写しを添付しなければならない。

⑤合併や分割による協同組合の設立申告申請書には、次の各号の書類をすべて添付しなければならない。

1. 第4項による書類
2. 第53条により公告若しくは催告した事実を証明する書類
3. 第54条により異議を述べた債権者に弁済や担保を提供した事実を証明する書類

第62条（従たる事務所の設置登記）協同組合が従たる事務所を設置したときは、主たる事務所の所在地では21日以内に、従たる事務所の所在地では28日以内に登記しなければならない。

第63条（移転登記）①協同組合が事務所を移転したときは、前所在地と現所在地に、各々21日以内に移転登記をしなければならない。

②第1項による登記をするときは、理事長が申請人となる。

第64条（変更登記）①協同組合は第61条第2項各号の事項が変更されたときは、主たる事務所及び該当の従たる事務所の所在地において、各々21日以内に変更登記をしなければならない。

②協同組合は、第61条第2項第2号に掲げる事項に関する変更登記は、第1項にもかかわらず、会計年度末を基準にその会計年度終了後1ヶ月以内に登記しなければならない。

③第1項と第2項による変更登記をするときは、理事長が申請人となる。

④第3項による登記申請書には登記事項の変更を証明する書類を添付しなければならない。

⑤出資減少、合併又は分割による変更登記申請書には、次の各号の書類をすべて添付しなければならない。

1. 第4項による書類
2. 第53条により公告若しくは催告の事実を証明する書類

3. 第54条により異議を述べた債権者に弁済や担保を提供した事実を証明する書類

第65条（合併登記）①協同組合が合併した場合には、合併申告をした日から14日以内にその事務所の所在地において、合併後存続する協同組合は変更登記を、合併で消滅する協同組合は解散登記を、合併で設立された協同組合は第61条による設立登記を、各事務所の所在地においてしなければならない。

②第1項による解散登記をするときは、合併で消滅する協同組合の理事長が申請人となる。

③第2項の場合には、解散事由を証明する書類を添付しなければならない。

第66条（解散登記）①協同組合が解散した場合には、合併と破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地では14日以内に、従たる事務所の所在地では21日以内に解散登記をしなければならない。

②第1項による解散登記をするときは、清算人が申請人となる。

③解散登記申請書には、解散事由を証明する書類を添付しなければならない。

第67条（清算人登記）①清算人はその就任日から14日以内に主たる事務所の所在地において、その姓名・住民登録番号及び住所を登記しなければならない。

②第1項による登記をするとき、理事長が清算人でない場合には申請人の資格を証明する書類を添付しなければならない。

第68条（清算終結登記）①清算が終わったら清算人は、主たる事務所の所在地では14日以内に、従たる事務所の所在地では21日以内に、清算終結の登記をしなければならない。

②第1項による登記申請書には、第58条第3項による決算報告書の承認を証明する書類を添付しなければならない。

第69条（登記簿）登記所は協同組合登記簿を備え置かなければならない。

第70条（「非訟事件手続法」などの準用）協同組合の登記に関して、この法律で定める事項以外は「非訟事件手続法」及び「商業登記法」のうち登記に関する規定を準用する。

## 第3章 協同組合連合会

### 第1節 設立

第71条（設立申告など）①協同組合連合会（以下「連合会」とする）を設立しようとするときは、会員資格を有する3以上の協同組合が発起人となって定款を作成し、創立総会の議決を経た後、企画財政経済部長官に申告しなければならない。

②創立総会の議事は、創立総会開会の前までに発起人に設立同意書を提出した協同組合の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

第72条（準用規定）連合会の設立に関しては、第16条から第19条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「連合会」と、「組合員」は「会員」と、「市・道知事」は「企画財政部長官」と見なし、第16条第1項第3号中の「組合員及び代理人」は「会員」と読み替える。

## 第2節 会員

第73条（会員の資格）①連合会の会員は、連合会の設立目的に同意して会員としての義務を果たそうとする協同組合とする。

②連合会は定款で定めるところにより、会員の資格を制限することができる。

第74条（脱退）①会員は、定款が定めるところにより連合会に脱退の意思を知らせ、脱退することができる。

②会員は次の各号のいずれかに該当するとき、当然に脱退となる。

1. 会員としての資格を喪失した場合
2. 解散又は破産した場合、
3. その他、定款で定める事由に該当する場合

第75条（議決権及び選挙権）連合会は、会員である協同組合の組合員数、連合会事業参加量、出資口数など、定款で定めるところにより、会員の議決権及び選挙権を差等して付与することができる。

第76条（準用規定）連合会の会員に関しては、第21条、第22条、第25条、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合、「協同組合」は「連合会」と、「組合員」は「会員」と読み替え、第22条第2項中の「組合員1人」は「一会員」と、「100分の30」は「100分の40」と読み替える。

## 第3節 機関

第77条（総会）①連合会に総会を置く。

②総会は、会長と会員で構成する。

第78条（役員）役員は、定款で定めるところにより、総会で会員に属する組合員の中から選出する。

第79条（準用規定）連合会の機関に関しては、第28条第3項から第5項まで、第29条から第44条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「連合会」と、「理事長」は「会長」と、「組合員」は「会員」と読み替え、第40条第1項前段中の「5分の1」は「3分の1」と読み替え、第29条、第30条及び第40条第1項中の「組合員」は「代議員」と、第37条中の「組合員」は、「代議員か会員に属する組合員」と、「加入申請をした者」は「加入申請をした協同組合に属する組合員」と読み替える。

## 第4節 事業

第80条（事業）①連合会は設立目的を達成するために必要な事業を定款に定めるものとし、次の各号の事業を含めなければならない。

1. 会員に対する指導・支援・連絡及び調整に関する事業
2. 会員に属する組合員及び職員に対する相談、教育・訓練及び情報提供の事業
3. 会員の事業に関する調査・研究及び広報の事業
  - ②連合会の事業は、関係法令に定める目的・要件・手続・方法などによって、適法かつ妥当に施行されなければならない。
  - ③連合会は第1項と第2項にもかかわらず、「統計法」第22条第1項の規定により統計庁長が告示する韓国標準産業分類による金融業及び保険業を営むことはできない。

第81条（事業の利用）①連合会は、会員でない者に連合会の事業を利用させてはならない。ただし、広報又は在庫物品の処理など、事業の円滑な運営のために大統領令で定める場合には、この限りでない。

②会員である組合の組合員が事業を利用する場合には、これを会員が利用したものみなす。

## 第5節 会計

第82条（準用規定）連合会の会計に関しては、第47条から第55条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「連合会」と、「組合員」は「会員」と読み替える。

## 第6節 合併・分割・解散及び清算

第83条（準用規定）連合会の合併・分割・解散及び清算に関しては、第56条から第60条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「連合会」と、「組合員」は「会員」と、「市・道知事」は「企画財政部長官」と読み替え、第56条第4項中の「第15条から第17条までの規定」は「第71条及び第72条」と読み替え、第58条第4項中の「組合員」は「代議員」と読み替える。

## 第7節 登記

第84条（準用規定）連合会の登記に関しては、第61条から第70条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「連合会」と、「理事長」は「会長」と読み替える。

# 第4章 社会的協同組合

## 第1節 設立

第85条（設立認可など）①社会的協同組合を設立しようとするときは、5人以上の組合員資格を有する者が発起人となって定款を作成し、創立総会の議決を経た後、企画財政部長官に認可を受けなければならない。

②創立総会の議事は、創立総会開会前までに発起人に設立同意書を提出した者の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

③企画財政部長官は、第1項により設立認可申請を受けたら、次の各号の場合を除いては、申請日か

ら60日以内に認可しなければならない。ただし、やむを得ない事由で処理期間内に処理が困難な場合には、60日以内で1回に限りその期間を延長することができる。

1. 設立認可具備書類が不備の場合
  2. 設立の手続き、定款及び事業計画書の内容が法令に違反した場合
  3. その他、設立認可基準に達していない場合
- ④第1項及び第3項の設立の認可に関する申請手続と組合員数、出資金その他の認可に必要な基準、認可方法に関する詳細な事項は、大統領令で定める。
- ⑤第1項及び第3項の企画財政部長官の権限は、社会的協同組合が遂行する具体的な事業内容、性格などを考慮して大統領令が定めるところにより、関係中央行政機関の長に委任することができる。

第86条（定款）①社会的協同組合の定款には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 目的
2. 名称及び主たる事務所の所在地
3. 組合員及び代理人の資格
4. 組合員の加入、脱退及び除名に関する事項
5. 出資1口の金額と納入方法及び時期、組合員の出資口数限度
6. 組合員の権利と義務に関する事項
7. 剰余金と損失金の処理に関する事項
8. 積立金の積立て方法及び使用に関する事項
9. 事業の範囲及び会計に関する事項
10. 機関及び役員に関する事項
11. 公告の方法に関する事項
12. 解散に関する事項
13. 出資金の譲渡に関する事項
14. その他、総会・理事会の運営などに関し必要な事項

②社会的協同組合の定款の変更は、企画財政部長官の認可を受けなければ、その効力は発生しない。

③上記第2項の企画財政部長官の権限は、大統領令が定めるところにより、関係中央行政機関の長に委任することができる。

第87条（設立事務の引継ぎと出資払込）①発起人は、第85条第1項により設立の認可を受けたら遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

②第1項により理事長がその事務を引受けたら、期日を定めて組合員になろうとする者に出資金の払込みをさせなければならない。

③現物出資者は、第2項による払込み期日以内に、出資目的である財産を引渡し、登記・登録、その他の権利の移転に必要な書類を具備し、協同組合に提出しなければならない。

第88条（準用規定）社会的協同組合の設立に関しては、第17条及び第19条の規定を準用する。この場合、「協同組合」は「社会的協同組合」と、第19条第1項の「第61条による設立登記」は「第106条による設立登記」と読み替える。

## 第2節 組合員

第89条（出資金払戻請求権と払戻停止）①脱退組合員（除名された組合員を含む。以下この条と第90条において同じ）は、脱退（除名を含む。以下この条と第90条において同じ）当時の会計年度の次の会計年度から、定款で定めるところにより、その出資金の払戻しを請求することができる。

②第1項による請求権は2年間行使しなければ、時効により消滅する。

③社会的協同組合は、脱退組合員が社会的協同組合に対する債務をすべて返済するまでは、第1項による出資金の払戻しを停止することができる。

第90条（脱退組合員の損失額負担）、社会的協同組合は、社会的協同組合の財産でその債務をすべて返済できない場合には、第89条による出資金の払戻し分を計算するとき、定款で定めるところにより、脱退組合員が負担すべき損失額の納入を請求することができる。この場合、第89条第2項を準用する。

第91条（準用規定）社会的協同組合の組合員に関しては、第20条から第25条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「社会的協同組合」と読み替える。

## 第3節 機関

第92条（準用規定）社会的協同組合の機関に関しては、第28条から第44条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「社会的協同組合」と読み替える。

## 第4節 事業

第93条（事業）①社会的協同組合は、次の各号の事業の中の一つ以上を主な事業としなければならない。

1. 地域社会の再生、地域経済の活性化、地域住民の権益・福利の増進、及びその他地域社会が当面する問題の解決に寄与する事業
2. 脆弱階層に福祉・医療・環境などの分野で社会サービス又は仕事場を提供する事業
3. 国・地方自治団体から委託を受けた事業
4. その他、公益増進に資する事業

②第1項の「主な事業」とは、目的事業が協同組合全体の事業量の100分の40以上である場合を意味する。

第94条（組合員に対する少額貸付及び相互扶助）①社会的協同組合は、第45条第3項の規定にもかかわらず、相互福利の増進のために主な事業以外の事業で、定款が定めるところにより、組合員を対象に払込出資金総額の限度内で少額貸付と相互扶助を行うことができる。ただし、少額貸付は、払込出資金の総額の3分の2を超えてはならない。

②第1項の事業による小額貸付利率、貸付限度、相互扶助の範囲、相互扶助金、相互扶助契約及び

相互扶助会費など、必要な細部事項は大統領令で定める。

第95条（事業の利用）①社会的協同組合は、組合員ではない者に社会的協同組合の事業を利用させてはならない。

②社会的協同組合は第1項にもかかわらず、組合員が利用する上で支障のない範囲で、大統領令が定めるところにより、組合員でない者にその事業を利用させることができる。ただし、第94条の規定による事業の場合は、この限りでない。

③保健・医療事業を行う社会的協同組合は、第1項にもかかわらず総供給高の100分の50の範囲で組合員でない者に対して、保健・医療サービスを提供することができる。ただし、供給高の算定基準、保健・医療サービスの提供が可能な組合員でない者の範囲など、具体的な事項は大統領令で定める。

## 第5節 会計など

第96条（運営の公開）①社会的協同組合は、決算結果の公告など運営事項を積極的に公開しなければならない。

②社会的協同組合は、定款・規約・規程、総会・理事会議事録、会計帳簿及び組合員名簿を主たる事務所に備え置かねばならない。

③協同組合の債権者と組合員は、第2項の書類を閲覧し、またその写しを請求することができる。

④社会的協同組合は、企画財政部あるいは連合会のホームページに主要な経営公示資料を掲載しなければならない。

第97条（法定積立金と任意積立金）①社会的協同組合は毎会計年度決算の結果、剰余金があるときは、自己資本の3倍になるまで剰余金の100分の30以上を法定積立金に積立てなければならない。

②社会的協同組合は定款で定めるところにより、事業準備金などを任意積立金として積立てることができる。

③社会的協同組合は、損失の補填に充当するか解散する場合を除いては、法定積立金を使用してはならない。

第98条（損失金の補填と剰余金の配当）①社会的協同組合は毎会計年度決算の結果、損失金（当期損失金をいう）が発生したときは、未処分繰越金、任意積立金、法定積立金の順でこれを補填し、補填後にも不足があるときは、これを次会計年度に繰り越す。

②社会的協同組合は、第1項による損失金を補填し第97条による法定積立金などを積立てた以後に発生する剰余金は、任意積立金に積み立てることとし、これを組合員に配当することはできない。

第99条（賦課金の免除）社会的協同組合の事業と財産に対しては、国と地方自治団体の租税以外の賦課金を免除する。

第100条（準用規定）社会的協同組合の会計に関しては、第47条、第48条、及び第52条から第55条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「社会的協同組合」と読み替える。

## 第6節 合併・分割・解散及び清算

第101条（合併及び分割）①社会的協同組合は、合併契約書又は分割計画書を作成した後、総会の議決を得て合併又は分割することができる。

②社会的協同組合が合併又は分割する場合、企画財政部長官の認可を受けなければならない。

③合併又は分割により存続又は設立される社会的協同組合は、合併又は分割により消滅する社会的協同組合の権利・義務を承継する。

④第1項により設立される社会的協同組合に対しては、第85条、第86条及び第88条の規定を準用する。

⑤第2項の企画財政部長官の権限は、社会的協同組合が遂行する具体的な事業内容、性格などを考慮して、大統領令が定めるところにより、関係中央行政機関の長に委任することができる。

⑥社会的協同組合は、この法律による社会的協同組合以外の法人、団体及び協同組合などと合併したり、この法律による社会的協同組合以外の法人、団体及び協同組合などに分割することはできない。

⑦社会的協同組合の合併及び分割に関しては、第53条及び第54条の規定を準用する。

第102条（解散）①社会的協同組合は、次の各号のいずれかに該当する事由により解散する。

1. 定款で定めた解散事由の発生
2. 総会の議決
3. 合併・分割又は破産
4. 設立認可の取消し

②社会的協同組合が第1項第1号から第3号までの規定により解散したときは、清算人は、破産の場合を除いては、その就任後14日以内に企画財政部長官に申告しなければならない。

第103条（清算人）①社会的協同組合が解散したとき、破産による場合を除いては理事長が清算人となる。ただし、総会で他の人を清算人に選任した場合にはそれによる。

②清算人は就任後遅滞なく、社会的協同組合の財産状態を調査し、財産目録と貸借対照表を作成した次に、財産処分の方法を定め、総会の承認を得なければならない。

③清算事務が終結したときは、清算人は遅滞なく、決算報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。

④第2項及び第3項の場合、総会を2回以上招集しても、総会が構成されないときは、出席組合員の3分の2以上の賛成で、総会の承認があったものとみなす。

⑤企画財政部長官は社会的協同組合の清算事務を監督する。

第104条（残余財産の処理）社会的協同組合が解散する場合、負債及び出資金を返済して残余財産があるときは、定款が定めるところにより、次の各号のいずれかに帰属する。

1. 上級の社会的協同組合連合会
2. 類似目的の社会的協同組合
3. 非営利法人・公益法人
4. 国庫

第105条（「民法」などの準用）の社会的協同組合の解散と清算に関しては、「民法」第79条、第81条、第87条、第88条第1項・第2項、第89条から第92条まで、第93条第1項・第2項、及び「非訟事件手続法」第121条の規定を準用する。

## 第7節 登記

第106条（設立登記）①社会的協同組合は、設立認可を受けた日から21日以内に、主たる事務所の所在地において設立登記することとし、そうしない場合その認可の効力は消失する。

②設立登記申請書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 第86条第1項第1号と第2号の事項
2. 出資総口数と払込済み出資金の総額
3. 設立認可年月日
4. 役員の姓名・住民登録番号及び住所

③設立登記をするときは、理事長が申請人となる。

④第2項の設立登記申請書には、設立認可書、創立総会議事録、及び定款の写しを添付しなければならない。

⑤合併や分割による社会的協同組合の設立登記申請書には、次の各号の書類をすべて添付しなければならない。

1. 第4項による書類
2. 第53条により公告若しくは催告した事実を証明する書類
3. 第54条により異議を述べた債権者に返済や担保を提供した事実を証明する書類

第107条（合併登記）①社会的協同組合が合併した場合には、合併認可を受けた日から14日以内にその事務所の所在地において、合併後存続する社会的協同組合は変更登記を、合併で消滅する社会的協同組合は解散登記を、合併で設立される社会的協同組合は第106条による設立登記を、各事務所の所在地においてしなければならない。

②第1項による解散登記をするときは、合併で消滅する社会的協同組合の理事長が申請人となる。

③第2項の場合には、解散事由を証明する書類を添付しなければならない。

第108条（解散登記）①社会的協同組合が解散した場合には、合併と破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地では14日以内に、従たる事務所の所在地では21日以内に解散登記をしなければならない。

②第1項による解散登記をするときは、第4項の場合を除いては、清算人が申請人となる。

③解散登記申請書には、解散事由を証明する書類を添付しなければならない。

④企画財政部長官は、設立認可の取消しによる解散登記を囑託しなければならない。

第109条（登記日の起算日）登記事項として企画財政部長官の認可などが必要なものは、その認可などの文書が到達した日から登記期間を計算する。

第110条（準用規定）社会的協同組合の登記に関しては、第62条から第64条まで、及び第67条から第70条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「社会的協同組合」と読み替える。

## 第8節 監督

第111条（監督）①財政経済部長官は社会的協同組合の自律性を尊重することとし、この法律で定めるところにより、その業務を監督し監督上必要な命令をすることができる。

②企画財政部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合、社会的協同組合（設立中である場合を含む。以下この条において同じ）に対し、その業務及び財産に関する事項を報告させ、所属公務員に該当社会的協同組合の業務状況・帳簿・書類、その他必要な事項を検査させることができる。

1. 第85条による設立認可及び手続に適合したか確認する必要がある場合
  2. この法律、この法律による命令、又は定款に違反したか確認する必要がある場合
  3. 社会的協同組合の事業が関連法令に違反したか確認する必要がある場合
- ③第2項による検査をする公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。
- ④企画財政部長官は、第1項による監督の結果、社会的協同組合がこの法律、この法律による命令、又は定款に違反した事実が発見されたときは、該当社会的協同組合に対して是正に必要な措置を命ずることができる。
- ⑤企画財政部長官は、この法律の効率的な施行と社会的協同組合に対する政策を確立するために必要な場合、関係中央行政機関の長に社会的協同組合に対する調査・検査・確認又は資料の提出を求めたり、施政に必要な措置を命ずることができる。
- ⑥第1項から第5項までの企画財政部長官の権限は、社会的協同組合が遂行する具体的な事業内容、性格などを考慮して大統領令が定めるところにより、関係中央行政機関の長又は市・道知事に委任することができる。

第112条（設立認可の取消）①財政経済部長官は、社会的協同組合が次の各号のいずれかに該当するとき、設立認可を取り消すことができる。

1. 正当な事由なく、設立認可を受けた日から1年以内に事業を開始せず、又は1年以上継続して事業を実施しなかった場合
  2. 2回以上、第111条第5項による処分を受けても是正しなかった場合、
  3. 第85条第4項により大統領令で定める設立認可基準に達しなくなった場合
  4. 虚偽その他不正な方法により設立認可を受けた場合
- ②企画財政部長官は、第1項により社会的協同組合の設立認可を取消したら、すみやかにその事実を公告しなければならない。

第113条（聴聞）企画財政部長官は、第112条の規定により設立認可を取消そうとする場合には、聴聞を実施しなければならない。

## 第5章 社会的協同組合連合会

第114条（設立認可など）①社会的協同組合連合会を設立しようとするときは、会員資格を持つ3以上の社会的協同組合が発起人となって定款を作成し、創立総会の議決を経た後、企画財政部長官

の認可を受けなければならない。

②創立総会の議事は、創立総会開会前までに発起人に設立同意書を提出した社会的協同組合の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

第115条（準用規定）①社会的協同組合連合会に関して、第2章の規定のうち第17条、第19条、第21条、第22条、第25条、第28条第3項から第5項まで、第29条から第44条まで、第47条、第48条、第52条から第55条まで、第62条から第64条まで、及び第67条から第70条までの規定を準用する。この場合、「協同組合」は「社会的協同組合連合会」と、「理事長」は「会長」と、「組合員」は「会員」と、第19条第1項の「第61条による設立登記」は「第106条による設立登記」と、第22条第2項中の「組合員1人」は「一会員」と、「100分の30」は「100分の40」と、第29条、第30条及び第40条第1項中の「組合員」は「代議員」と、第40条第1項前段中の「5分の1」は「3分の1」と、第37条中の「組合員」は「代議員や会員に属する組合員」と、「加入申請をした者」は「加入申請をした協同組合に属する組合員」と読み替える。

②社会的協同組合連合会に関して、第3章の規定のうち第73条から第75条、第77条、第78条、第80条、第81条の規定を準用する。この場合、「連合会」は「社会的協同組合連合会」と読み替える。

③社会的協同組合連合会に関して、第4章の規定のうち第86条、第87条、第89条、第90条、第96条から第99条まで、第101条から第109条まで、第111条、第112条及び第113条の規定を準用する。この場合、「社会的協同組合」は「社会的協同組合連合会」と、「組合員」は「会員」と、第86条第1項第3号中の「組合員及び代理人」は「会員」と、第101条第4項中の「第85条、第86条及び第88条の規定」は「第114条及び第115条」と読み替え、第103条第4項中の「組合員」は「代議員」と読み替える。

## 第6章 補則

第116条（権限の委任及び委託）第11条、第71条、第96条、第102条、第103条、第108条、第112条、第114条、第119条など、この法律による企画財政部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関の長又は市・道知事に委任することができる。

## 第7章 罰則

第117条（罰則）①協同組合等及び社会的協同組合等の役職員又は清算人が、次の各号のいずれかに該当する行為で協同組合等及び社会的協同組合等に損害を及ぼしたときは、10年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。この場合、懲役刑と罰金刑を併科することができる。

1. 協同組合等及び社会的協同組合等の事業目的以外の他の用途で資金を使用した場合
2. 投機を目的に協同組合等及び社会的協同組合等の財産を処分したり利用した場合

②協同組合等及び社会的協同組合等の役職員又は清算人が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第45条第3項、第50条第1項・第3項、第51条、第52条、第53条、第55条、第58条、第80条第3

項、第97条第1項・第3項、第98条、第103条、及び第104条（第79条・第82条・第83条・第92条・第100条又は第115条により準用する場合を含む）に違反した場合

2. 虚偽又は不正な方法で登記をした場合、
  3. 総会の議決を得なければならない事項に対して議決を得ずに執行した場合
- ③次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
1. 第9条第2項に違反して、公職選挙に関与した者
  2. 第37条（第79条・第92条及び第115条により準用する場合を含む）に違反した場合

第118条（両罰規定）協同組合等及び社会的協同組合等の役職員又は清算人が、その協同組合等及び社会的協同組合等の業務に関して、第117条第1項及び第2項の違反行為をしたときには、その行為者を罰するほか、その協同組合等及び社会的協同組合等にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、協同組合等及び社会的協同組合等がその違反行為を防止するために、該当する業務に関し相当の注意と監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

第119条（過怠料）①第3条第3項に違反した者は200万ウォン以下の過怠料を賦課する。

②協同組合等及び社会的協同組合等が次の各号の規定に違反した場合には、200万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第22条第2項（第76条・第91条及び第115条第1項で準用する場合を含む）に違反して組合員等1人の出資口数の制限を超えるようにした場合
2. 第23条第1項（第91条で準用する場合を含む）に違反して組合員の議決権・選挙権に差等を置いた場合
3. 第46条、第81条及び第95条（第115条第3項により準用する場合を含む）に違反して組合員等でない者に協同組合等の事業を利用するようにした場合
4. 第94条に違反して少額貸与及び相互扶助の総事業限度、利子率、貸与限度、相互扶助の範囲、相互扶助金、相互扶助契約及び相互扶助会費などを超えるようにした場合

③協同組合等及び社会的協同組合等の役職員又は清算人が、次の各号のいずれかに該当するときは、100万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 申告・登記を怠ったとき
2. 第49条第2項（第82条により準用する場合を含む）及び第96条第2項（第115条第3項により準用する場合を含む）による書類の備え置きを怠った場合
3. 第49条第3項及び第4項（第82条により準用する場合を含む）、第96条第3項及び第4項（第115条第3項により準用する場合を含む）による運営の公開を怠ったとき
4. 監督機関又は総会に対して虚偽の陳述又は報告をしたり、事実を隠蔽したとき
5. 監督機関の検査を拒否・妨害又は忌避したとき

④第1項から第3項までの規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官又は市・道知事が賦課・徴収する。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、2012年12月1日から施行する。

第2条（協同組合等に対する経過措置）①この法律施行当時、協同組合と類似の目的のために既に設立された事業者又は法人がこの法律による協同組合になるには、この法律施行日から2年以内に第15条に定める設立の最低基準を整え、構成員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成により総会の議決を経た後、第15条から第19条までの設立手続を経て、第61条により設立登記をしなければならない。この場合、設立登記前の事業者又は法人と設立登記後の協同組合は、同一の法人とみなす。

②この法律施行当時、協同組合連合会と類似の目的のために既に設立された社団法人が協同組合連合会になるには、この法律施行日から1年以内に第71条に定める協同組合連合会の設立に必要な事項を整え、構成員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成により総会の議決を経た後、第71条から第72条までの設立手続を経て、第84条により設立の登記をしなければならない。この場合、設立登記前の社団法人と設立登記後の協同組合連合会は、同一の法人とみなす。

③この法律施行当時、社会的協同組合と類似の目的のために既に設立された事業者又は非営利法人がこの法律による社会的協同組合になるには、この法律施行日から2年以内に第85条に定める設立の最低基準を整え、構成員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成により総会の議決を経た後、第85条から第88条までの設立手続を経て、第106条による設立登記をしなければならない。この場合、設立登記前の事業者又は法人と設立登記後の社会的協同組合は、同一の非営利法人とみなす。

④この法律施行当時、社会的協同組合連合会と類似の目的のために既に設立された社団法人が社会的協同組合連合会になるには、この法律施行日から1年以内に第114条に定める社会的協同組合連合会の設立に必要な事項を整え、構成員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成により総会の議決を経た後、第114条、第115条第1項及び第3項の設立手続を経て、第115条第3項による設立登記をしなければならない。この場合、設立登記前の社団法人と設立登記後の社会的協同組合連合会は、同一の非営利法人とみなす。

第3条（名称に関する経過措置）この法律施行当時、この法律により設立されていなくとも、協同組合と同一の機能を遂行している団体に対しては、この法律施行日から2年までは第3条を適用しない。

[了] 仮訳 岡安喜三郎